

韓国における「多文化」の統合と課題

－差別と排除から選別、そして共生・共存に向けて－

東洋大学（非常勤講師）李 姫姫

1 研究背景・目的

従来、外国人・移民に閉鎖的・排他的であった韓国だが、1990年以降、移民受入国に変貌し、定住外国人（新たな類型の外国人・移民）の増加などにより急速なスピードで多文化社会化が進んだ。

本報告では、韓国における「多文化社会」化の現象についての考察を踏まえたうえで、韓国政府の「外国人・移民」政策の変化に注目し、「外国人・移民」政策にどのような論理・価値が重視されていたか、現在、どのような問題・課題があるかについて考察する。

2 研究資料

先行研究、政府資料（刊行物・報道資料）、メディア（新聞・放送・ウェブ情報）、政策立案者および研究者へのインタビュー資料などを用いる。

3 研究結果

1950年代から1970年代には純血主義と家父長制に基づいた「偏狭な民族主義」と内国民中心の「国民管理」システムの下、「非国民」（韓国華僑、駐屯地混血人、在外同胞など）は差別と排除の対象となり、この時期に形成された人種主義的差別・偏見・排除は、1990年代以降、新たに登場した「非国民」集団（非熟練外国人労働者、結婚移民者および子女など）にそのまま再現された。

国内の外国人関連の法制度に大きな変化があったのは民主主義の確立と人権重視の金大中政権以降である。金政権では前政権末で発生した経済危機の克服のための外国資本の誘致など「経済重視」があった。一方で「女性部」と「国家人権委員会」の設立（2001年）、「永住資格」制度が導入（2002年）され、「人権国家」の実現を目指す盧武鉉政権に受け継がれた。当時、外国人・移民の人権侵害が深刻な社会問題として表面化したからである。

盧政権の下で「人権・ジェンダー」問題という意識・認識から出発した移住女性の問題は、2000年代半ば以降、「多文化（統合）」問題として重視され、急速なスピードで進行する少子高齢化問題を背景に「家族」問題に転化し、李明博政権（2008年以降）で「多文化家族政策」が本格化する（多文化家族支援法の制定）。

「在韓外国人処遇基本法」（2007年）により樹立された「第1次外国人政策の基本計画（2008-2012）」では、外国人・移民の社会適応、およびエンパワーメントにおいてはある程度の成果があった。現朴槿恵政権では「第2次外国人政策の基本計画（2013-2018）」（以下、「第2次基本計画」）の実行段階にあり、「多文化家族支援政策」も第2段階を迎えている。

4 結論

盧政権以降外国人・移民に対する政府レベルの政策には急進展がみられたが、政府の政策展開を主流国民はどのように考えているのか、国民的コンセンサスは得られているのか。「開放」を通じた国家の経済的利益の拡大と、外国人犯罪、人種的・文化的葛藤に対する憂い、この二つのジレンマが併存している。「第2次基本計画」ではこうした現状が反映され、「大韓民国の共同の価値が尊重される社会統合」、秩序と安全、移民者の責任（自立）と統合を考慮した制度改善が重要な課題として認識されている。

安定した多文化社会の定着（「多文化」との共生・共存）のためには移民者側だけでなく主流国民側の意識・認識の変化、相互の歩み寄りが必要である。今後、韓国政府の政策的取り組みだけでなく、主流国民の意識・認識の変化にも注目する必要がある。